

パスポートの申請・受け取りは市役所で

パスポートの申請・受け取り窓口が、県から市・町に変わり、庄原市役所市民生活課で受け付けています。

申請から受け取りまでの期間は、申請の日から8日です。(土・日・祝日と年末年始は日数に含みません)

■申請・交付時間

月曜日から金曜日 8時30分～17時15分
(祝日と年末年始は取り扱いしません。)

■申請・交付場所

市民生活課(支所では取り扱いしません)

■申請できる人

- ・庄原市に住民登録をされている方(本人による申請が原則ですが、代理の方でもできます)
 - ・学生や単身赴任などで県外に住民登録をされており、庄原市にお住まいの方(住民票必要)
- 【居所申請の場合は、本人による申請となりますので、事前に市民生活課にご相談ください。】

■申請の際に必要なもの

- ・一般旅券発給申請書
- ・戸籍謄(抄)本
- ・写真(6か月以内に撮影されたもの。大きさなど規格があり、規格に合わないものだと撮り直しをお願いすることがあります。詳しくは庄原市のホームページで確認できます。)
- ・郵便はがき(未使用のもの)
- ・本人確認のための書類(運転免許証など1つ

でよいものと、健康保険証・年金手帳など2つ必要なものがあります。コピー不可)
・前回のパスポート

■受け取れる人

本人に窓口で直接お渡しします。パスポートの受け取りは本人しかできません。

・手数料

- 10年旅券 16,000円
(収入印紙14,000円、県証紙2,000円)
- 5年旅券(申請時12歳以上) 11,000円
(収入印紙9,000円、県証紙2,000円)
- 5年旅券(申請時12歳未満) 6,000円
(収入印紙4,000円、県証紙2,000円)

■その他留意していただくこと

- ・写真が不適當などの理由で、8日でお渡しできない場合があります。旅行に出発するまでの期間などに余裕を持ってお申し込みください。
- ・緊急にパスポートが必要になった場合の申請は、県旅券センター(広島☎082-513-5603)までお問い合わせください。

問い合わせ

市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157



	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	○転出証明書
	社会保険など職場の健康保険の加入者でなくなったとき	○職場の健康保険の資格喪失証明書 ○厚生年金(共済年金)などを受給している場合は、年金証書
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	○国民健康保険証(該当の方すべて)
	社会保険など職場の健康保険に加入したとき	○国民健康保険証(該当の方すべて) ○新たに加入した社会保険などの保険証の原本(コピーは不可)
その他	住所・名前・世帯主が変わったとき。世帯を一緒にしたり、分けるとき	○国民健康保険証(世帯全員分)
	国民健康保険証をなくしたとき	○本人確認できるもの(運転免許証など)
	修学のため、庄原市を離れるとき(住民票を移すとき)	○国民健康保険証(該当の方) ○在学証明書

※全ての手続きには、印鑑が必要ですので持参してください。
※社会保険などに加入後、国民健康保険証で受診した場合には、医療費のうち市が負担した部分を全額返納していただきます。

問い合わせ

保健医療課国保年金係(☎0824-73-1158)または各支所市民生活室

庄原市 国保 保険証の切り替えはお済みですか?

4月は就職や退職などに伴う異動が最も多い月です。職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除いて、庄原市に住んでいる人は全て、庄原市の国民健康保険に加入しなければいけません。次表のような異動があった場合は、市役所へ届け出が

必要です。手続きは、忘れず早めに済ませましょう。なお、保険証は「カードで1人1枚」の交付です。国保をやめるときは該当する方の国民健康保険証、世帯主が変わる場合などは全員の国民健康保険証を必ず持参してください。